平成23年度税制改正(地方税)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	5									府省庁	名	経済産業	省	
対象	税目	個人住民税	1 法/	人住民税	事業税	事業税	(外形)	不動産	取得税	固定資産税	事業府	所税 その	他()
要望 項目名		電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更(検討事項)												
		・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要)												
要望内容		電気供給業等との他の事業												
(概	要)	課税標準	準	収入金	額			所得	割		付加	加価値割	資本割	
		税	率	1.3%(0.7%)	400万F	円超 800 7	万円以	下の金額	3.8%(1.5% 5.5%(2.2% 7.2%(2.9%)	0.48%	0.2%	· 0
		() 内は、地方法人特別税等に関する暫定措置法による税率							_					
		・特例措置の内容 電気供給業について、現行の収入金額を課税標準とする枠組みに、「その他の事業」と同様の付加価値額及び 資本等の金額による外形標準課税が組み入れられること(外形標準課税導入に伴う所要の税率の変更を含												
		貝本寺のz む)。	立合共に	.よのツトπ:	》 //示 /广 i末	作式 / J 、	ナノヘイレン	1196	C (7177	沙什宗华	手/\に	+つ別安い	(机学の女実を	
\sim	\neg		第	7 2 条、第	第72条	の2、第	ī72条σ	012、	第72条	₹ の 24の2	、第7	2条の24	の4及び	$\overline{}$
関係	条文	┌ 地方税法 第72条、第72条の2、第72条の12、第72条の24の2、第72条の24の4及び 第72条の24の7												
L	ال	し 地方税法										_		
		地方法人	、特別村	党等に関す	「る暫定	措置法	第2条、	第3条	、第63	系、第8条及	ひ第9	杀		
減 見 <i>込</i>		(初年度))	-	()	(平年	度)		-	()	(単位:百万F	円)
要望	理由	(1)政第 昭和24			川が行わ	れている	ことを根	拠に、	電気供給	業などについ	ハては川	又入金課税	が創設され、現	脏
													を対象として自	
		化範囲が扱		-		耿引所取	らりが開始	される	など、競	争環境が整備	備される	るとともに	、一般の企業と	遊
					-	これまでし	収入金課	税の根	処となっ	てきた料金丼	規制につ	いても値	上げ以外は届出	ر ال
											-		料金を前提とし	
		負担の重い		は目由化の	が担害要	件になり	かねない	l。旧 来	の前提を	元に、課税で	を続ける	ることは課	税の平等性を損	な
		J 007 C03	, o											
		(2)施第												
													はじめとする 4	
		種については、これらの法人に対する課税の枠組みに、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税を 組み入れていくことを検討することが挙げられている。したがって、自由化が進む電気供給業においても一						_						
		般の競争下にある企業と同様の税制とすることが必要である。						,						
本要	望に													
対応		-												
縮洞	猱							1						
									ページ					

合理性	政策体系におけ る政策目的の位 置付け	平成 22 年度税制改正大綱 (平成 21 年 12 月 21 日閣議決定)中において、現在収入金額課税を行っている電気供給業、ガス供給業及び保険業に係る法人事業税の課税方式については、中長期的に検討することとされている。 (5.エネルギー・環境政策 28.原子力発電の推進・電力基盤の高度化)					
	政策の 達成目標	一般の競争下にある企業と同様の税制とすることで、課税の公平性を実現する。					
	税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	-					
	同上の期間中 の達成目標	-					
	政策目標の 達成状況	-					
有効性	要望の措置の 適用見込み	一般電気事業者、卸電気事業者、特定電気事業者および特定規模電気事業者を対象。 上記の適用見込み数は40社程度。					
	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	設備産業である電気事業において、本措置の減税額分は投資のためのキャッシュフローとして代替することが予想される。また、一般電気事業者の電気料金については、省令によって、総括原価方式が採用されているため、減額される事業税額分については料金原価に織り込まれないため、電気料金の低廉化に資することとなり、結果的に需要家に還元されることとなる。加えて、自由化の阻害要因となりうる現行の課税環境について、他の一般の企業と遜色ない状況とすることのできる本措置は、極めて有効である。					
相当性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	 ・使用済燃料再処理準備金(国税・法人税) ・原子力発電施設解体準備金(国税・法人税) ・変電又は送電施設に対する固定資産税の課税標準の特例(地方税・固定資産税) ・電気供給業の課税標準の算定にあたって特定規模需要向けの託送料金を控除する特例措置(地方税・法人事業税) ・軽油引取税の課税免除の特例(地方税・軽油引取税) 					
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	関連する措置はない。					
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	-					
	要望の措置の 妥当性	料金規制の有無を背景とした収入金課税において、電力小売市場の自由化の進展度合いを鑑み、他の一般の企業における課税状況とのイコールフッティングを図る本措置は、妥当である。					
	ページ						

税負担軽減措置等の 適用実績	-
税負担軽減措置等の 適用による効果(手軽 としての有効性)	
前回要望時の 達成目標	-
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の 理由	-
これまでの要望経緯	昭和59年から継続的に要望。
ページ	